

不法無線局による影響や障害事例

(1) 不法市民ラジオ（不法CB）

不法市民ラジオが発射する電波の周波数帯は、船舶の緊急通信にも使用されており、これに妨害があった場合には船舶の緊急通信が困難となり、人命に関わる影響が出る場合もあります。

また、テレビ・ラジオの受信に障害を与え、画面や音声が乱れるなど視聴が困難となるほか、電話回線にも音声や雑音が入り混じり電子機器（OA機器、エアコン等）が誤動作するなど、社会的に大きな影響を与える場合があります。



(2) 不法パーソナル無線

パーソナル無線用周波数以外の周波数の電波が発射できるように不法に改造した無線機が使用する周波数帯は、携帯電話及びMCAなど、社会経済活動、国民生活に欠かせない無線システムに利用されており、不法パーソナル無線によって一度に多くの利用者が通信不能に陥る障害を生じさせるなど、社会的に大きな影響を与える場合があります。



(3) 不法アマチュア無線

不法アマチュア無線には、①免許を取得しないで運用するもの、②許可された周波数以外の電波が発射できるように不法に改造した無線機を運用するものがあります。

特に②は、消防・救急・鉄道などの公共性の高い通信に重大な影響を与える場合があります。



(4) FRS及びGMRS

米国規格の無線機で、FCC（連邦通信委員会）規則の技術基準に適合し米国内では使用が認められていますが、日本国内での使用は認められていません。

日本国内では放送事業用や船舶関係の重要な通信に大きな影響を与える場合があります。

